

○総務省令第九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令
（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。
様式第四を次のように改める。

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
1 加入電話	

2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）
4	国際電話等
	国際電話 国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話
6	携帯電話
	三・九世代移動通信システムを使用するもの 三・九世代移動通信システムを使用するもの 以外のもの
7	PHS
8	I P 電話 当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの

	当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号又は第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの	
9	衛星移動通信サービス	
10	F M C サービス	
11	インターネット接続サービス	
12	F T T H アクセス サービス	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの 共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの
13	D S L アクセスサービス	
14	F W A アクセスサービス	

15	CATVアクセスサービス	
16	携帯電話・PHSアクセスサービス	
17	三・九世代携帯電話アクセスサービス	
18	フレームリレーサービス	
19	ATM交換サービス	
20	公衆無線LANアクセスサービス	
21	BWAアクセスサービス	
22	I P-V P Nサービス	
23	広域イーサネットサービス	
24	衛星アクセスサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サー	

ビジネス		
27	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
28	電報	
	受付及び配達の業務を行わない場合 受付及び配達の業務を行わない場合	
29	上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び5に該当する場合は、この限りでない。

- 2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。
- 3 FMCサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて

提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7又は8に限る。）により記入すること。

6 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社

等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号を次のように改める。

五 衛星移動通信サービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動して用いられる電気通信設備と接続されるものに限る。）を用いて提供される電気通信役務であつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に定める携帯移動地球局を用いて提供されるものをいう。

第一条第二項第十一号中「携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス」を「携帯電話・PHSアクセスサービス」に改め、「ブラウザを搭載した」及び「及び当該ブラウザ」を削り、「接続を可能とする電気通信役務」を「接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接

続点までの間の通信を媒介するものを含む。）」に改め、同項第十二号を削り、同項第十三号中「三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス」を「三・九世代携帯電話アクセスサービス」に、「第十一号」を「前号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十号までを二号ずつ繰り上げる。

第二条第一項中「様式第二及び様式第四」を「様式第二、様式第四及び様式第五第二表」に改め、同項の表中

FMCサービス	FMCサービスを提供する電気通信事業者であつて、電気通信番号規則第九条第一項第三号若しくは第四号又は第十条第一項第一号若しくは第二号に規定する電気通信番号の指定を受けたもの	様式第六
インターネット接続サービス (携帯電話・PHS端末インタ	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるイン	様式第七

を

衛星移動通信サービス	インターネット接続サービス	インターネット接続サービスであるもの を除く。)	インターネット接続サービス（携帯電話・PHS 端末インターネット接続サービスであるもの を除く。）の契約数等（インターネット接続 サービスの契約を締結した者の数及び当該契 約に付随してインターネット接続サービスの 提供を受ける者の数の合計数をいう。）が五 万以上であるもの	電気通信回線設備を設置して衛星移動通信サ ービスを提供する電気通信事業者	インターネット接続サービスを提供する電気 通信事業者であつて、四半期末におけるイン ターネット接続サービスの契約数等（インタ	様式第六	様式第七
------------	---------------	-----------------------------	--	---	--	------	------

に、

<p>携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス(三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。)</p>	<p>基地局を設置して携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス(三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。)を提供する電気通信事業者</p>		<p>インターネット接続サービスの契約を締結した者の数及び当該契約に付随してインターネット接続サービスの提供を受ける者の数の合計数をいう。)が五万以上であるもの</p>
<p>携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケット通信アクセス</p>	<p>基地局を設置して携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス(三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを</p>	<p>様式第十一</p>	

を

改める。

<p>三・九世代携帯電話アクセスサービス</p>	<p>携帯電話・PHSアクセスサービス</p>	<p>基地局を設置して三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者</p>	<p>基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービスを提供する電気通信事業者</p>	<p>様式第十二</p>	<p>様式第十一</p>
<p>三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス</p>	<p>三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス</p>	<p>基地局を設置して三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者</p>	<p>基地局を設置して三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者</p>	<p>様式第十二</p>	<p>様式第十二</p>
<p>サービスであるものを除く。</p>		<p>除く。を提供する電気通信事業者</p>		<p></p>	

に

様式第一から様式第八までを次のように改める。

様式第一 (第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告				
契約数				
サービスの種類 加入電話及び総合デジタル通信サービス				
サービスの種類及び インターネットサービスの種別	区分			合計
	事務用	住宅用	区分なし	

年 月 日現在

事業者名 _____

注1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに記載すること。

2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合には、インターネットフェースの種別ごとに記載すること。

3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。なお、当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

4 記載する「サービスの種類及びインターフェースの種別」の数に応じ、項を適宜増減すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別単位料金区域別契約数

合 計									
参考事項									

注 1 加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別葉とすること。

2 総合デジタル通信サービスについて記載する場合には、インターネットの種別ごとに別葉とすること。

3 契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、単位料金区域ごとに「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

4 番号ポータビリティ機能（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条の表2の項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の

項に当該機能を利用した契約数を記載すること。

5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格 X 0401に規定する都道府県コード（以下「都道府県コード」という。）の番号の順序によること。

7 記載する都道府県及び単位料金区域の数に応じ、項を適宜増減すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 2（第 2 条第 1 項関係）

<p>電気通信役務契約等状況報告 都道府県別設置台数</p>	<p>年 3 月 31 日現在</p>
<p>サービスの種類 _____</p>	<p>事業者名 _____</p>

都 道 府 県	区 分		合 計
	第一種公衆電話機	第一種公衆電話機以外	
合 計			

- 注 1 アナログ公衆電話及びデジタル公衆電話ごとに別葉とすること。
- 2 第一種公衆電話機及び第一種公衆電話機以外に分けて記載すること。
- 3 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 4 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 3 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 _____

事業者名 _____

都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

- 注1 携帯電話、三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）及びPHSごとに別葉とすること。
- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。おつて、当該契約が電気通信番号を付与しないサービスの場合には、回線数を自らの契約数として含めること。
- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3中段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 自ら提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信役務提供事業者（その一端が無線

により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該移動端末設備を用いることにより利用される電気通信役務（当該電気通信役務に係る基地局を設置又は運用せず提供されるものに限る。）を提供する電気通信事業者（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者に限る。）をいう。以下同じ。）がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話又はPHSに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

6 二の契約を一のSIMカード（携帯電話端末等からの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体）により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。

7 プリペイドにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。

8 注4から注7までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項

にその内容を記載すること。

9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別優先電話契約数	
年 3 月 31 日現在	
<u>サービスの種類</u> 優先電話	<u>事業者名</u>
都道府県	サービスの種別

合 計				

注 1 優先電話（電気通信事業法施行規則第56条第 1号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、総合デジタル通信サービス、IP電話、携帯電話又はPHSをいう。以下同じ。）について、サービスの種別ごとに記載すること。

2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

3 記載する都道府県及びサービスの種別の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別機関別優先電話契約数

年3月31日現在

サービスの種類 優先電話

事業者名 _____

都道府県	機 関			合 計
合 計				

- 注 1 優先電話について、電気通信事業法施行規則第56条第 1号に掲げる機関ごとに記載すること。
- 2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 3 記載する都道府県及び機関の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 5 (第 2 条第 1 項関係)

第 1 表

電気通信役務契約等状況報告		利用数	
		年	月
		日現在	
<u>サービスの種類</u> IP 電話			
<u>事業者名</u>			
端末系伝送路	電気通信番号の種別		
		合 計	

設備の種類別	0AB～J番号	050番号	
合計			
参考事項			

注1 IP電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

2 電気通信番号の種類及び端末系伝送路設備の種類を組み合わせたものごとに記載すること。

3 電気通信番号の種類は、「電気通信番号の種類」の欄に電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号の別に欄を設け、端末系伝送路設備の種類は、平衡ケーブル、同軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に項を設け記載すること。

4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者

が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。

5 端末系伝送路設備の種類が把握できない場合には、「その他」の項を追加し、同項にこれを記載すること。

6 O A B～J番号を用いているものうち、電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する電気通信役務を提供している場合には、「参考事項」の項にこれを記載すること。

7 注6に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別利用数	
	年3月31日現在
サービスの種類	<u>IP電話（O A B～J番号に限る。）</u>

事業者名

都道府県	利用数
合 計	
参 考 事 項	

注 1 IP電話（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号に限る。）のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。

3 番号ポータビリティ機能を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に

当該機能の利用数を記載すること。

4 注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

5 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

6 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告		
回線数		
年	月	日現在
サービスの種類 <u>衛星移動通信サービス</u>		
事業者名 _____		

無線設備の規格の種別	回線数
合 計	

注 1 無線設備規則に定める無線設備の規格の種別ごとに回線数を記載すること。

- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が提供している回線数を自らの回線数として含めること。
- 3 記載する無線設備の規格の種別の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

プラン別契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 インターネット接続サービス

事業者名 _____

プラン	固定通信向け	移動通信向け
従量制	()	()
定額制	()	()
企業向け	()	()
その他	()	()
合計	()	()
参考事項		

注1 インターネット接続サービスの契約を締結した者の数及び当該契約に付随してインターネット

ト接続サービスの提供を受ける者の数の合計数を記載すること。なお、括弧内には、インターネット接続サービスの契約を締結した者の数を記載すること。

2 従量制とは、加入電話、総合デジタル通信サービス、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス、CATVアクセスサービス、携帯電話・PHSアクセスサービス、BWAアクセスサービス又は公衆無線LANアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスであつて、従量制料金ものをいう。

3 定額制とは、加入電話、総合デジタル通信サービス、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス、CATVアクセスサービス、携帯電話・PHSアクセスサービス、BWAアクセスサービス又は公衆無線LANアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスであつて、定額制料金ものをいう。

4 企業向けとは、専用役務、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他通常個人の利用者が提供を受けることのないサービスからの接続に対応したインターネット接続サービス及びインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者が設置する電気通信設備に直

接その利用者の専用に属する接続用のポートを設定して提供するインターネット接続サービスをいう。

5 「その他」の項は、従量制、定額制又は企業向けのいずれにも属さないインターネット接続サービスの契約数を記載すること。この場合には、「参考事項」の項にそのサービスの概要を記載すること。

6 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は記載しないこと。

7 例えば一の定額制の契約により従量制のサービスの利用が可能な場合のように、一のプランを契約することにより他のプランと同等の利用が可能な場合にはその契約者数は当該一のプランのみに計上すること。

8 注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 8 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別態様別最大速度別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

事業者名 _____

態 様	区 分				合 計
	共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を用い るもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を用い るもの			
最大 速度					I R U
都道	小計	小計			

府県																			
合 計																			
参考事項																			

注 1 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。

2 地方公共団体から I R U (Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用权) により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「I R U」の欄に契約数を再掲すること（毎報告年度末時点の契約数を報告する場合に限る。）。

3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序

によること。

5 記載する都道府県及び最大速度の数に及び、項及び欄を適宜増減すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第十一から様式第十三までを次のように改める。

様式第11（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス

事業者名

契 約 数

提供する回線において、音声伝送役
務が提供されていないもの

参 考 事 項		

注1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。
- 3 自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。

- 4 通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 5 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 6 注3から注5までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第12 (第2条第1項関係)

<p>電気通信役務契約等状況報告</p> <p>都道府県別契約数</p>
<p>年 月 日現在</p>
<p>サービスの種類 <u>三・九世代携帯電話アクセスサービス (再掲)</u></p>
<p>事業者名 _____</p>

		契 約 数
都 道 府 県		提供する回線において、音声伝送役 務が提供されていないもの
合 計		
参 考 事 項		

注1 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注2後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること（「提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの」に係る契約数は記載不要。）。
- 4 自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 注3及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にそ

の内容を記載すること。

6 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

7 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第13 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別契約数	
年 月 日現在	
<u>サービスの種類</u> BWAアクセスサービス	
<u>事業者名</u>	
都 道 府 県	契 約 数

合 計	
参 考 事 項	

注1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

- 2 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。

- 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。
- 5 自ら提供するBWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数（自ら提供するBWAアクセスサービスに係るものに限る。）の合計数をそれぞれ記載すること。
- 6 通信モジュールにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 7 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 8 注4から注7までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序

によること。

10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十六第一表から第三表までの規定中「インターフホース」を「インターフホースの種別」に改め、同様式第四表中「インターフホース」を「インターフホースの種別」に改め、同表の注に次のように加える。

12 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十六第五表の注に次のように加える。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十七第二表の注8を削り、同表の注に次のように加える。

8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十七第三表の注に次のように加える。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二十二の注2を同様式注3とし、同様式の注1中「都道府県」の欄は、必用に応じて、「記載する都道府県の数に及び、項を」に改め、同注1を同様式の注2とし、同注2の前に次のように加える。

注1 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

様式第二十四の注に次のように加える。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年四月一日以降である報告から適用する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）
（第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス又は同項第十三号に規定する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスに係る改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第六号に規定するインターネット接続サービスに係るこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス又は同項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

- 4 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信

アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

5 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第五号に規定する衛星移動通信サービス及び衛星アクセスサービスを提供している者は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

6 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHSアクセスサービスを提供している者（附則第三項に規定する者を除く。）又は同条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供している者（附則第四項に規定する者を除く。）は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。